

令和2年度村山市木質バイオマス燃焼機器設置事業補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 市長は、家庭等における再生可能エネルギー設備の導入を促進するとともに、温室効果ガス排出量の削減を図るため、木質バイオマス燃焼機器を設置する者に対し、村山市補助金等交付規則（昭和37年規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木質バイオマス燃焼機器 ペレット、チップ、薪、モミガライトを燃料として利用したストーブ及びボイラー。ストーブ兼ボイラーを含む。
- (2) 住宅 村山市内において住居として使用される建物（店舗及び事務所等との兼用を含む。）をいう。
- (3) 事業所 村山市内において事業の用に供される建物をいう。
- (4) 農業用施設 村山市内において農業の用に供される施設をいう。

(補助金交付対象者)

第3条 補助金交付の対象となる者は、第8条の実績報告書を提出する時点において、村山市内に住所を有する個人又は、村山市内に事業所を置く法人で、住宅、事業所及び農業用施設等に設置する者とし、市税等に滞納がない者とする。

ただし、単身赴任等により一時的に村山市内に住所を有さない場合は、単身赴任等と認められるものに限り対象者とする。

(補助対象設備及び補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる木質バイオマス燃焼機器は、新たに設置するもの又は増設するものとし、未使用品であること（中古品は対象外）とする。

2 補助金の交付対象となる経費は、木質バイオマス燃焼機器の購入及び設置にかかる費用とする。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費（消費税及び地方消費税を除く）の3分の1とし、10万円を限度とする。その額に千円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

2 補助対象設備に対する村山市の他の補助金との併給は不可とする。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象設備を設置する前に、補助金交付申請書（別記様式第1号）に以下の書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 設置経費の内訳が明記されている見積書の写し
- (2) 設備の形状、規格等を説明する資料（カタログ等）
- (3) 設置前の状況を示す写真（カラー）
- (4) 同意書（市税等納入状況及び住民登録状況を調査することに同意するもの。）
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の申請ができる回数は、事業実施年度内において1回を限度とする。

(補助事業の変更等)

第7条 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助対象経費の減額（補助金交付申請額に変更のない場合を除く。）
- (2) 設置予定日の3ヶ月を超える遅延
- (3) 補助対象設備の仕様変更（付帯設備を除く）
- (4) その他補助目的の達成に影響を与える変更があるとき

2 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前項各号に掲げる変更又は、事業の中止を行う場合は、事業計画変更（中止）承認書（別記様式第2号）に、変更理由を証する書類（見積書、契約書、その他）を添えて市長に提出しなければならない。

3 前項の補助事業の変更を行う場合、補助金交付申請（予定）額は増額されることはないものとする。

4 市長は、補助事業の変更等の申請があったときは、すみやかに内容を審査し、適当と認められるときは、これを承認し、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助対象設備の設置が完了したときは、実績報告書（別記様式第3号）に以下の書類を添付して市長に提出しなければならない。提出期限は令和3年3月末日とする。

- (1) 設置経費が明記されている領収証の写し
- (2) 設置後の状況を示す写真（カラー）
- (3) 登記事項証明書（法人のみ）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の支払い)

第9条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後一括で支払うものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定した補助金を取り消すことができる。

- (1) 市長に提出した書類に虚偽の事項を記載し、又は申請について不正の行為を行ったとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が相当の理由があると認めたとき。

2 前項の規定により補助金の交付の決定を取り消されて補助事業者が、既に補助金の交付を受けているときは、市長の請求に応じ、交付を受けた補助金を返還しなければならない。

(財産処分の制限等)

第11条 補助対象設備は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令15号）に定める耐用年数を経過することとなるまでは、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(帳簿等の保管)

第 12 条 規則第 22 条に規定する帳簿及び書類の保管は、補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間とする。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。